

## 社保・国保審査委員連絡委員会

と き 平成 16 年 3 月 18 日 (木)

ところ 山口県医師会館

### 協 議

#### 1. C 型慢性肝炎におけるインターフェロン製剤 の取扱いについて [支払基金]

##### (1) インターフェロン製剤の投与期間について

現在、社保においては、いろいろなケースを考慮してインターフェロン製剤の投与期間を 1 年間と定めているが、通知の廃止にともない投与期間を撤廃している都道府県もあること等から、適切な投与期間について協議願いたい。

症例によっては長期間の投与もやむを得ない場合があることを考慮し、投与期間は能書通りとする。

##### (2) アドバフェロンの投与期間について

上記 (1) に関連して、アドバフェロンの投与期間の取扱いについても協議願いたい。

上記と同様、能書通りとする。

#### (3) ペガシス (ペグインターフェロン - $\alpha$ -2a 製剤) の取扱いについて

持続型インターフェロン『ペガシス』について、下記の事項の取扱いを協議願いたい。

##### ① 血液検査の回数

能書の重要な基本的注意欄には「好中球減少、血小板減少、貧血を起こすおそれがあるので、本剤の投与開始後 2 週間は血液学的検査を週 2 回以上、以後は各投与直前に検査を行い、投与終了後も検査値が回復するまで定期的に検査を行うこと。また、肝障害、腎障害を起こすおそれがあるので、生化学的検査は 4 週ごとに定期的に検査を行うこと。」とあり、能書どおりの検査を認めるか。

##### ② 初回投与期間

能書の重要な基本的注意欄には「本剤を長期投与する場合には、臨床効果及び副作用の程度を考慮して投与を行い、効果が認められない場合には投与を中止すること。なお、本剤を 48 週を超えて投与した場合の有効性・安全性は確

## 出席者

委 員	為近 義夫	萬 忠雄	上野 安孝	県医師会 会 長	藤井 康宏
	井上 強	矢賀 健	重田幸二郎	副 会 長	藤原 淳
	河村 奨	藤井 正隆		常任理事	木下 敬介
	岡澤 寛	柴田 正彦			山本 徹
	池本 和人	大藪 靖彦		理 事	佐々木美典
	村田 武穂	杉山 元治			西村 公一

立していない。」とあることから、初回投与期間をどのくらい認めるか。

③従来のインターフェロン製剤に引き続き投与する場合の投与期間

上記①を踏まえ従来のインターフェロン製剤に引き続き投与する場合の投与期間はどのくらいを認めるか。

- ①検査回数については、能書通りとする。
- ②初回投与期間は 48 週とする。
- ③従来のインターフェロン製剤に引き続きの投与については能書通りとする。

2. 人工腎臓内シャントトラブル症例における手術点数について [国保連合会]

点数表では「内シャント血栓除去術は、「K602 血管結紮術の「2」」に準じて算定する。」と規定されているが、狭窄を伴う症例に血管拡張・血栓除去術を行った場合、いずれの点数で算定することが妥当か、協議願いたい。

狭窄を伴う症例に血管拡張・血栓除去術を行った場合は「K613 四肢の血管拡張術・血栓除去術」で請求する。なお、使用しているカテーテル等の材料から判断する。

3. 輸血療法後に行ったウイルス検査請求時のレセプトへの記載方法について [国保連合会]

輸血療法後 HIV-1 抗体価又は HIV-1,2 抗体価の測定を行った場合は、「摘要欄に当該輸血又は輸注が行われた最終日を記載すること。」と規定されている。

一方、輸血療法後の肝炎ウイルスマーカー検査、ヒト T リンパ球向性ウイルス I 型検査 (HTLV- I) については、特に規定されていない。検査は輸血療法から 2～3 か月後に行われるので、審査上、当該検査の実施理由に疑義が生じる場合がある。

HIV 検査と同様に記載されていけば問題は生じないと思われるので、その必要性と記載方法について協議願いたい。

HIV 検査に準じて、「当該輸血又は輸注が行われた最終日」をレセプト摘要欄に記載すること。

4. ルーチン検査としての HBs 抗原精密測定について [支払基金]

現在、入院時・手術前・内視鏡前において HBs 抗原を認めているが、HBs 抗原の精度及び各県の取扱い状況等から、HBs 抗原精密測定を認めることはできないか協議願いたい。

手術前及び観血的検査の場合は HBs 抗原精密測定を認める。

※以上の合意事項については、いずれも 16 年 4 月診療分から適用する。

【留意事項】 介護給付適正化対策事業等について

平成 16 年 4 月から、70 歳以上の受給者に対し、介護と医療の給付を突合し、重複給付分についてはその内容確認のため医療機関へ照会が行われます。

この結果、保険者は算定誤りがあれば再審査請求を行い、返戻されることになります。

医療機関の窓口では、受給者の確認等さらにご配慮をお願いいたします。

山口県医師会保険担当

